

令和4年4月から

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます



成年年齢の引き下げで何か変わるの？

未成年者は取引の知識や経験が不足し、判断力も未熟であることから法律で保護されていますが、成年に達すると親の同意を得ずに自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。つまり、契約を結ぶかどうかを自分で決め、その契約についての責任も自分で負うこととなります。

18歳からできること

親の同意なく契約できるほか、10年間有効なパスポートの取得や、司法書士などの国家資格を取得することも可能になります。父母の親権に服さなくなることから、住む場所や進学、就職等の進路なども自分の意思で決定できるようになります。また、結婚できる最低年齢は男女ともに18歳になります。

20歳のまま変わらないこと

飲酒や喫煙、競馬などの公営ギャンブルに関する年齢制限は、健康面への影響や非行防止等の観点から20歳のまま変わりません。また、国民年金の加

入義務が生じる年齢も、従来のまま20歳以上となっています。

気を付けて！ 成年に達した若者が狙われる

未成年者の消費者被害を抑止する役割を持つ未成年者取消権は成年に達すると同時に行使できなくなります。そのため、法律による保護がなくなったばかりの18歳が、悪質商法の被害に遭うのではないかと懸念されています。

新型コロナウイルスの影響で在宅時間が増え、インターネットの視聴時間が増えています。情報の中には好奇心をくすぐり、簡単にお金が得られると称し、犯罪に巻き込むようなサイトがあります。社会経験の少ない若者がトラブルに巻き込まれてしまう事がありますので注意しましょう。

何か困ったことがありましたら、消費生活相談室までご相談ください。

☎経済課消費生活係 (☎042-387-9831)、消費生活相談室 (☎042-384-4999)

■申請資格 市社会教育関係団体として、登録後1年以上の実績がある団体
対社会教育を目的に、一般市民を対象とした、各種講演会、講習会、大会、スポーツレクリエーション、芸能文化事業、調査研究発表および資料作成事業、その他認められるもの

■補助回数 5回まで(1年に1回)

■申請書配布 3月15日から、生涯学習課(市役所第二庁舎7階)で

■4月1日～30日に、直接、生涯学習課生涯学習係(☎042-1240)

■宝くじの助成金で遊具を設置
宝くじの助成金で、保健センターの助成金を受け、保健センターの広場に遊具を設置しました。

※(一財)自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることに、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業を行っています

☎健康課健康係 (☎042-321-1240)



■地域文庫の事業経費の一部を補助
制度内容、必要書類等、詳細はお問い合わせください。

■申請資格 市内で活動する地域文庫

対図書活動を主な目的とした事業で、令和3年度中に実施した対象事業に要する経費のうち、報償費(謝礼)、消耗品費、印刷製本費、役務費(通信運搬費)、使用料および賃借料に当たるもの※政治、宗教および営利活動は補助対象外

■補助金額 予算の範囲内で対象経費の2分の1を上限

☎図書館本館 (☎042-383-1308)

4月の相談日

お気軽にご相談ください

相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
市民相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階☎042-387-9818)	労働相談	月曜～金曜日 午前9時～午後5時	労働相談情報センター国分寺事務所(国分寺市南町3-22-10☎042-321-6110)
外国人相談 (English)	随時 (Irregular)	▷ところ=市民相談室 ▷予約が必要です(法律相談、 税務相談は月1回まで)	高齢者介護相	月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分	▷小井きた地域包括支援センター (桜町1-9-5☎042-388-2440)
法律相談	4月1・6・8・13・15・ 20・22・27日	午前9時～正午 ▷法律相談、交通事故相談は、 3月16日から、直接または電話 で受け付け	高齢者向け 住宅改修相談	火曜日=小井ひがし地域包括支 援センター 第2木曜日=小井みなみ地域包 括支援センター 第4木曜日=小井きた地域包括 支援センター いずれも午後1時15分～5時15分 ※電話で各地域包括支援センター へ予約してください	▷小井みなみ地域包括支援センター (前原町5-3-24☎042-388-8400) ▷小井ひがし地域包括支援センター (中町2-15-25☎042-386-6514) ▷小井にし地域包括支援センター (貫井北町2-5-5☎042-386-7373)
税務相談	4月14・28日(電話相談)	いずれも午後1時30分から	木造住宅 耐震相談	第2木曜日 午後1時30分～4時30分	まちづくり推進課住宅係 (市役所第二庁舎5階☎042-387-9861) へ1週間前までに予約してください
人権・ 身の上相談	なし		シルバー人材 センター 入会相談	第2木曜日 (祝日の場合は第1木曜日) 午後1時～3時 (午後1時までに来所の方)	シルバー人材センター本町作業所 (本町6-5-16☎0422-27-7117)
建築・登記・ 表示登記相談	4月7日		福祉サービス 苦情・相談	水曜日 午後1時～5時	福祉オンブズマン事務局 (市役所第二庁舎8階802会議室☎042-383-1225)へ予約してください
行政相談	4月15日(電話相談)		創業相談 店舗・事務所 物件探し相談	月曜～金曜日 午前10時～午後6時	▷ところ=東小金井事業創造センター (梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ (http://ko-to.info/) 申込フォームまたは電話(☎0422-31-2040)で予約してください
相続等暮らしの 書類作成相談	4月21日		福祉総合相談	▷月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時 ▷原則第1日曜日(市休日窓口の 第一開庁日に準ずる)	福祉総合相談窓口(自立相談サポートセンター) (本町5-36-17☎042-386-0295)
交通事故相談	4月13日	ひきこもり 相談	第4火曜日 午前10時30分～午後1時 ※要事前申込(1日2組)		
年金・労務相談	4月6日				
手話通訳者設置	▷午前9時～午後1時=4月5・12・ 19・26日 ▷午後1時～5時=4月 1・8・15・22・30日	自立生活支援課(市役所第二庁 舎2階☎042-387-9841FAX042- 384-2524)			
女性総合相談 (夫婦・家族・ 人間関係)	4月2・8・9・16・23日 午後1時30分～4時30分	▷ところ=市民相談室 ▷企画政策課男女共同参画室 (☎042-387-9853)へ予約し てください			
ひとり親・ 女性相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	子育て支援課(市役所第二庁舎 3階☎042-387-9836)			
教育相談	月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分	教育相談所(本町6-5-3シ ャトー小井別館3階☎042- 384-2508)			
消費生活相談	月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)	経済課(市役所第二庁舎4階☎ 042-384-4999)			



他▽事前説明会は行いません
▽詳細は、各児童館へお問い合わせください▽複数の児童館に申し込むことはできません▽申込み多数の場合は抽選申
4月1日～17日に、電話または直接、各児童館へ

施設名	活動日	定員
本町児童館 (☎042-383-1176)	毎週火曜日・金曜日の いずれか	各曜日18組
東児童館 (☎042-383-1177)	2歳児は毎週木曜日・ 金曜日のいずれか、3 歳児以上は毎週火曜日	各曜日20組
貫井南児童館 (☎042-383-9777)	毎週火曜日・水曜日の いずれか	各曜日15組
緑児童館 (☎042-383-6910)	毎週火曜日・金曜日の いずれか	各曜日15組

※いずれも午前10時～11時30分

子ども子育て
児童館の幼児グループに参加しませんか
幼児期の親子のための友達づくりの場です。楽しい活動を行いながら交流し、地域の子育ての輪を広げませんか。
対原則1年間継続できる、令和3年4月1日現在2歳以上の、市内在住の未就学児と保護者